

解釈図表 8 エコアクション21で対象とする環境関連法規

①エコアクション21で対象とするもの	
環境一般	公害防止組織法(1)
大気汚染	大気汚染防止法, 自動車NOx・PM法(2)
水質汚濁	水質汚濁防止法, 下水道法, 浄化槽法, 海洋汚染防止法(3), 瀬戸内海環境保全特別措置法, 湖沼水質保全特別措置法
土壌汚染	土壌汚染対策法
騒音	騒音規制法
振動	振動規制法
地盤沈下	工業用水法, ビル用水法(4)
悪臭	悪臭防止法
化学物質	化審法(5), 化管法(6), ダイオキシン類対策特別措置法, PCB廃棄物処理特別措置法(7), 毒劇法(8), 消防法(危険物取扱に係る部分のみ), 水銀汚染防止法(9)
廃棄物・リサイクル	資源有効利用促進法(10), 廃棄物処理法(11), 容器包装リサイクル法(12), 家電リサイクル法(13), 建設リサイクル法(14), 食品リサイクル法(15), 自動車リサイクル法(16)
土地利用	工場立地法
地球環境保全・省エネ等	温対法(17), 省エネ法(18), フロン排出抑制法(19), オゾン層保護法(20), 建築物省エネ法(21)
条例	適用される条例
②エコアクション21で対象とするかどうかは組織の判断によるもの	
労働安全衛生法, 高圧ガス保安法, 環境アセスメント法(22)	

【環境関連法規正式名称】

- (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- (4) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- (5) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- (6) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- (7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (8) 毒物及び劇物取締法
- (9) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律
- (10) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- (13) 特定家庭用機器再商品化法
- (14) 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (15) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- (16) 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- (17) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (18) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (19) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (20) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- (21) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (22) 環境影響評価法